

無人航空機の登録記号 REGISTRATION ID OF UAS		JUXXXXXXXXXX		無人航空機の飛行記録 JOURNEY LOG OF UAS				【記載例】遠隔操作を行う運用の場合(送電線点検) (NR. 1)	
飛行 年月日 FLIGHT DATE	飛行させた者 の氏名 NAME OF PILOT	飛行概要 NATURE OF FLIGHT	離陸場所 FROM	着陸場所 TO	離陸時刻 OFF TIME	着陸時刻 ON TIME	飛行時間 FLIGHT TIME	総飛行時間 TOTAL FLIGHT TIME	飛行の安全に影響 のあった事項 MATTERS AFFECTED FLIGHT SAFETY
		2022年12月5日の改正航空法施行に伴い従前の総飛行時間を転記						50:00	通し番号(ページ)を記載する。
2022.12.12	現場 太郎	飛行前点検	〇〇県〇〇市〇〇 区画送電線西	〇〇県〇〇市〇〇 区画送電線西	11:00	11:03	0:03	50:03	
2022.12.12	遠隔 一郎	送電線点検(人又は物件30m未満、目視外飛行)	〇〇県〇〇市〇〇 区画送電線西	〇〇県〇〇市〇〇 区画送電線西	11:10	11:20	0:10	50:13	
2022.12.12	遠隔 一郎	送電線点検(人又は物件30m未満、目視外飛行)	〇〇県〇〇市〇〇 区画送電線北	〇〇県〇〇市〇〇 区画送電線北	11:25	11:30	0:05	50:18	プロペラの回転数低下により飛行を中止
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
点検等の本飛行を遠隔操作で行う前に、現場の操縦者が飛行前点検を行った場合にその飛行の内容を記録する。なお、飛行日誌(飛行記録)の携行の観点では、主たる飛行を行う操縦者(この場合は遠隔操縦を行う者)が携行し、現場の操縦者に代わって飛行記録を記載することができる。									
①様式1の項目が従来から使用のものと同様の場合、様式1に記載を継続する場合 ②従来からの記録の総飛行時間を様式1に転記し新たに記載を開始する場合 ③総飛行時間の記録を含め、従来からの記録の一部又は全部がない場合で、様式1に総飛行時間を新たに起算し記載を開始する場合(総飛行時間は0:00スタート)									
記 事 R E P O R T	発生年月日 SQUAWK DATE	不具合事項 FLIGHT SQUAWK		処置年月日 ACTION DATE	処置その他 CORRECTIVE ACTION			確認者 CONFIRMER	
	2022.12.12	プロペラの回転数低下		2022.12.12	プロペラを取り外しクリーニングを行いプロペラの正常回転を確認			現場 太郎	
処置を行った場合、(様式3)点検整備記録にも必要事項の記載が必要。									

通し番号（ページ）を記載。

~~無人航空機の登録記号~~
~~REGISTRATION ID: N/A~~

JUxxxxxxxxxx

無人航空機の日常点検記録

DAILY INSPECTION RECORD OF UAS

結果は対比関係にある
「○」や「×」も可能です。

(NR. V

[illegible]

(様式 3) 点検整備記録

機体認証・型式認証を受けた型式の無人航空機の場合

通し番号 (ページ) を記載。

無人航空機の登録記号 REGISTRATION ID OF UAS	JUxxxxxxxxxx
--------------------------------------	--------------

無人航空機の点検整備記録

INSPECTION AND MAINTENANCE RECORD OF UAS

(NR.)

実施年月日 DATE	総飛行時間※ TOTAL FLIGHT TIME	点検、修理、改造及び整備の内容 DETAIL	実施理由 REASON	実施場所 PLACE	実施者 ENGINEER	備考 REMARKS
2023 年 6 月 15 日	10 時間 15 分	●●●●社製●●●●型無人航空機整備手順書 (Rev.●) ●項に従いプロペラ交換を実施	プロペラの損傷	霞が関	航空 太郎	
2023 年 11 月 20 日	19 時間 30 分	●●●●社製●●●●型無人航空機整備手順書 (Rev.●) ●項に従い●●の 20 時間毎の定期交換を実施	整備手順書●項の交換指示による	自 宅	航空 太郎	
2024 年 2 月 11 日	20 時間 45 分	●●●●社製●●●●型無人航空機整備手順書 (Rev.●) ●項に基づく定例整備 (1 年) 作業項目については納品書番号 No.xxxxxx を参照	整備手順書●項の指示による	●●社整備事業所	電 磁 太郎	

機体メーカーにて実施した定例整備の全ての作業項目を記載してください。
または、定例整備後の機体受領時に添付された納品書等に、実施した作業項目が記載されている場合は、「点検、整備、改造及び修理の内容」欄から当該納品書等が参照できるように記載してください。

※前回の機体認証を受検するにあたり実施した点検整備以降の総飛行時間を記入する。機体認証を受けていない無人航空機は、点検整備作業を実施した時点での総飛行時間を記入するものとする。